

瀬川安五郎と荒川鉦山

—収蔵資料「秋成社」の紹介—

渡部 綱次郎*

はじめに

明治12年(1879)「秋成社」は士族授産のために、開拓、養蚕、機業を興すことで結成され、機業場は明治14年(1881)に県から払下げられた。以来、「追々事業盛大ニ趣キ、実ニ県下機業之一大物産ト相成候処」、明治17年(1884)遂に現状のままでは、到底これまでの損失を償って、事業を継続していくことはできず、再建の目途もたたないで、止むなく廃業するの外なくなってしまった。その一因に瀬川安五郎の商業の失敗から、終に物品代にしての貸滞金が、壱万三拾四円九厘となり、是は予想外のことで、同人営業の荒川鉦山の抵当も、大蔵省を始め其の他の債主にも抵当となっていることがあげられる。

そこで「秋成社」ではこれに参加した数百名の士族たちの生活を維持していくためにも、今更誠に恐れ入ることながら、「該機業場全部事業施行之限」返上いたすべく願い出で、明治17年(1884)7月12日に秋田県令に聞きとどけられるが、その際瀬川安五郎に対して、抵当としての荒川鉦山を返金なき時は、明治15年8月15日に貸付証文に改めて、六番抵当として受領する約定を取り交していることをふまえて証書を作成した。本稿ではこれらについて

I 「秋成社」の結成と瀬川安五郎

II 機業場資産としての荒川鉦山

として紹介する。

I 「秋成社」の結成と瀬川安五郎

明治12年8月に結成された「秋成社」の資本金は五万円で、それに加えて結成に参加した同志の金禄公債証書によるものであったが、瀬川がどのようにかかわったかについて、『現金出納簿』(明治12年9月8日か

ら翌13年6月末日まで)によってとりあげる。

(1) 元受之部

明治十二年九月八日

一金千円 瀬川安五郎ヨリ借入分

同 月 十一日

一金貳千円 同断

同 月 十二日

一金三千円 同断

同 月 十三日

一金三千円 同断

同 月 十四日

一金拾六円三拾銭六厘 羽生氏熟ヨリ借入分

同 月 十五日

一金五万円 県庁ヨリ受取

同 月 十七日

一金五拾五円六拾五銭 金禄公債証書七拾円売却代金ニ而

一 金拾五円九拾銭 前同断 武拾円売却代金ニ而

一 金八拾円五拾銭 羽生氏熟納 須田秀苗他前同断

小以 金百五拾貳円五銭 (中略)

同 月 廿一日

一金五百七拾四円六拾三銭厘

右者歳元瀬川安五郎江預ケ金利子十二年九月十九日ヨリ同十二月卅一日迄、差引受取入分

(2) 払之部

明治十二年九月八日

一金四百貳円五拾銭 右者金禄公債証書五百

一金八拾円五拾銭 円抵当須田秀苗へ渡

右同断、百円抵当宮田

一金四百貳円五拾銭 右同断、五百円抵当萩

小以 八百八拾五円五拾銭 津百之助へ渡

明治十二年九月十一日

一金三百三円四拾銭 右者公債証書三百七拾

一金百拾四円八拾銭 円抵当関口齊へ渡

右者金禄公債証書百四

一金三百九拾七円七拾銭 拾円若貝福蔵へ渡

右者同断、四百八拾五円

一金三百円 抵当根田忠昭へ渡

右者同断、千円抵当貸

付志賀泰吉へ渡

右者同断、五百円抵当

一金八拾円五拾銭 福見茂助へ渡

右者同断、百円抵当本

一金四百貳円五拾銭 宮忠治へ渡

右者同断、五百円抵当

小以 貳千壹円四拾銭 高橋政吉へ渡

明治十二年九月十二日

*秋田県立博物館

一 金三百九拾七円五拾銭 右者金禄公債証書五百円
買切代金山田徳藏へ渡
一 金七円九拾五銭 右者同断 拾円買切代金
根田忠昭代山田徳藏へ渡
小以 四百五円四拾五銭
明治十二年九月十三日
一 金 四百貳円五拾銭 右ハ金禄公債証書五百円
買切代石井敦藏渡
一 金 四百八拾三円 右ハ同上六百円買切代金
中川喜太郎渡
一 金 貳百三拾七円 右ハ同上三百円同断
町田長秀渡
一 金 千六百元 右ハ金禄公債証書乙号千円丙号千六百拾五円
抵当トシテ、明治十三年十二月廿八日迄年率
割式歩利ニ而貸付金町田長秀外三名渡

一 金 四百貳円五拾銭 右ハ金禄公債証書五百円
買切代金ニ而川又忠直渡
一 金 四拾四円貳拾七銭五厘 右ハ金禄公債証書五拾五円
買切代金今宮市之助渡
小以 三千六百拾九円貳拾七銭五厘

明治十二年九月十四日
一 金 拾六円三拾銭六厘 右ハ社用諸買入代証書九枚
ノ高ニテ伊藤八太郎渡
一 金 貳百三拾九円五拾五銭 右ハ金禄公債証書三百拾円
買切代金廣山清右衛門渡
一 金 三百貳拾貳円 右ハ金禄公債証書四百
円買切代金林辰五郎渡
一 金 貳百四拾九円五拾五銭 右ハ金禄公債証書三百拾
円買切代金大庭和一郎渡
小以 金八百三拾七円四拾銭六厘

明治十二年九月十五日
一 金 四拾七円五拾銭 右ハ金禄公債証書百円差
入雑用大私ノ為引出
一 金 八拾四円五拾貳銭五厘 右ハ金禄公債証書百五円
買切代金木谷瀬礼助渡
一 金 七拾貳円四拾五銭 右ハ前同上、九拾円
買切代金松岡彦三渡
一 金 貳拾八円拾七銭五厘 右ハ前同上、三拾五円
買切代金妹尾兼儀渡
小以 金貳百三拾貳円六拾五銭

明治十二年九月十六日
一 金 五拾六円三拾五銭 右ハ金禄公債証書七拾
円買切代金齊藤屋造渡
一 金 貳百四拾壹円五拾銭 右ハ同上、三百円抵当ト
シテ貸付桜田末之助渡
一 金 四百貳円五拾銭 右ハ金禄公債証書五百
円買切金小ノ頼信渡
一 金 拾九円五拾銭 本月八日迄々借入金九千円
利子ニ而、瀬川安五郎渡シ
一 金 九千円 本月八日迄々借入金ニ
而、瀬川安五郎返弁之分
小以 金九千七百拾九円八拾五銭

明治十二年九月十七日
一 金 九拾八銭 右ハ算覽上代ニテ、
本間金之助渡シ
一 金 貳百五拾円 金禄公債証書五百円抵当ニ
シテ貸付金酒出新一郎渡
一 金 七拾九円五拾銭 右ハ金禄公債証書百円買切
代金ニ而、土好五久治渡
一 金 三拾壹円八拾銭 右前同上、四拾円買切
代金ニ而、佐藤宇市渡
一 金 拾六円三拾銭六厘 右ハ諸買入物代支払差支一
時借入金羽生へ返却之分
一 金 百七拾円 右ハ金禄公債証書貳百六拾五
円抵当貸付分、松田永治渡
小以 金五百四拾八円五拾八銭六厘 (後略)

(3) 差引残之部

明治十二年九月八日
一 金 百拾四円五拾銭
明治十二年九月十一日
一 金 百拾三円拾銭
明治十二年九月十二日
一 金 貳千七百七円六拾五銭
明治十二年九月十三日
一 金 貳千五百三拾八円三拾七銭五厘
明治十二年九月十四日
一 金 千七百拾七円貳拾七銭五厘
明治十二年九月十五日

一 金 五万四千四百八拾四円六拾貳銭五厘
九月十六日
一 金 四万七千七百六拾四円七拾七銭五厘
九月十七日
一 金 四万三千三百六拾八円貳拾三銭九厘

(後略)

「秋成社」の結成時における瀬川安五郎の出資状況
について抜書したが、この部分を『日用帳』(明治12年
9月1日から翌13年6月末日まで)と比較してみる。

(4) 日用帳

明治十二年九月八日 (上記に関連する部分)
一 金 千円 百円ニ付一日金五銭ツ、ノ利付、十月廿
日返済ノ定ヲ以テ瀬川安五郎借入之分
但 現金
一 金 壹円 瀬川安五郎借入金証文貼用印紙代
但 印紙類
明治十二年九月十一日
一 金 貳千円 元金百円ニ付壹日五銭ツ、ノ利付ヲ以テ、
瀬川安五郎借入、但十月廿日返済之定
但 現金
明治十二年九月十二日
一 金 三千円 元金百円ニ付、壹日金五銭ツ、ノ利付ニ而、
十月廿日返済ノ約定ヲ以テ、瀬川安五郎借
入之分
但 現金
明治十二年九月十三日
一 金 三千円 元金百円ニ付、一日金五銭ツ、ノ利付ニ而、
瀬川安五郎借入、但十月廿日返済之定
但 現金
明治十二年九月十四日
一 金 貳円五拾銭 証券印紙及ヒ郵便切手買
入代、羽生氏然江返済分
但 現金
一 金 拾六円三拾銭六厘 羽生氏然々当座借入金
但 現金
明治十二年九月十五日
一 金 五万円 年三朱之利付ヲ以テ、県庁々借借御下金
但 現金
一 金 五万七拾円 県庁々借借金抵当トシ、差出之分
但 金禄公債証書
一 金 五拾円 五万円借入証書へ貼用印紙
但 創業費
明治十二年九月十六日
一 金 九千円 本月八日迄々借入金元金ニテ
瀬川安五郎江返弁
但 現金
一 金 拾九円五拾銭 同断、九千円利子ニ而右同人江渡シ
但 創業費
一 金 壹銭 瀬川安五郎へ渡、受取証へ貼用印紙
但 創業費
明治十二年九月十七日
一 金 五百円 前同断 (加入株金) 羽生氏熟納
但 前同断 (金禄公債証書)
一 金 拾六円三拾銭六厘 羽生氏然々当座借入金返却
但 現金
一 金 拾五円九拾銭 金禄公債証書貳拾円売
却代、羽生氏然々取入
但 現金 (後略)

ここに取り上げた『現金出納簿』は、明治13年6月末日迄記載されており、

元受通計七万五千三百七拾六円貳拾貳銭

払金通計七万五千三百七拾六円貳拾貳銭

差引残高ナシ

として、機業場払下げ（明治17年8月22日）後の、明治18年2月17日に、また『日用帳』は同年2月19日にそれぞれ県の調査済になっている。

Ⅱ 機業場資産としての荒川鉦山

瀬川は明治9年（1877）9月15日に、三千五百五十五円七十二銭八厘で同鉦山を払下げてほしいことを、工部郷伊藤博文代理工部大輔山尾庸三に懇願、秋田県権令、石田英吉代理 秋田県七等出仕 白根専一が、瀬川の願出通りに御聞届け下さるようと書面を提出したのに対し、十月三日付で工部郷伊藤博文から、「書面願之趣聞届候」と認可された。

払下げ願いに瀬川が実地を拜見して稼業見込を立てた内容は

- 一 金 千六百七拾四円八拾七銭九厘
是は建家并属品悉皆代価 (略)
- 一 金 千八百八拾円八拾四銭九厘
仮御官行并小野組稼業中坑夫へ前貸金ニ付、御取建残の分 (略)
- 合 金 三千五百五拾五円七拾貳銭八厘
此金員当明治九年より来る明治十三年迄五ヶ年割を以毎年十二月限り上納 (略)

とある。これによって開発に着手した瀬川は、一か月後に嗽沢に新鉦脈を発見するなどして生産を高めていく。

それは明治十三年（1881）十一月から翌年の六月迄の八か月間に、毎月四萬斤宛を上納することにして定約し、それにかかわる代金の前渡金として六萬円を取っている。産出銅は「三拾貳萬斤」とされていた。

第九号 瀬川安五郎証文

証

- 一、金老万三拾四円九厘 但し利息制限之定、
此返済期限本年九月三十日限り之定、此抵当
秋田県下羽後国仙北部荒川村
 - 一、荒川鉦山借区券写
但別冊之通り
 - 一、同 鉦山現在建物悉皆
但別冊明細書并ニ絵図面之通り
 - 一、同 鉦山近傍所有山林
但別冊調書之通り
- 右ハ最前大蔵省へ抵当トシテ差上置、第二番トシテ第一国立

銀行江第三番小野善右ニ門江第四番第六国立銀行江第五番第一百国立銀行江抵当トシテ差入置候処、今般前頭之通り第六番抵当トシテ、貴殿へ差入候儀相違無之候、万一借用金返済仕兼候節へ、前書之抵当品ニ対シ、第六番ノ特權ヲ執行致シ、元利金トモ御取立可被下候、尤此場合ニ於テハ、貴殿之御指図ニ応シ第六番抵当タルノ義務ヲ尽シ可申候、依テ借用金証書差出候処如件

岩手県南岩手郡餌刺小路

秋田県南秋田郡川反三丁目七番地寄留

明治十五年八月十一日 借主 瀬川 安五郎

岩手県南岩手郡呉服町

訴人 井上覚兵衛 印

秋田県南秋田郡川反三丁目

證人 瀬川 伝助 印

秋成社々長

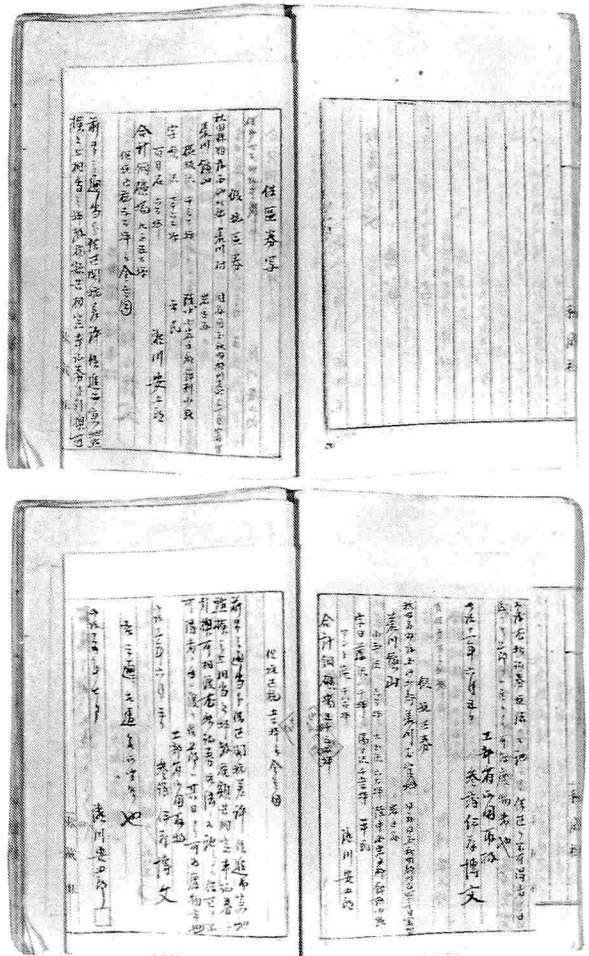
羽生 氏熟殿

前条之通り相心得候事

仙北部荒川鉦山

担当戸長

武田久右ニ門 印



(1) 借区券写

借第七百貳拾壹号 (朱書)

假 坑 区 券

秋田県羽後国仙北郡荒川村

荒川鉦山 榎坂沢 千三百坪

字 嗽沢 七千六百坪

百目石 六百坪

合計銅鉦場 九千五百坪

但坑区税五百坪ニ付金壹円

同県同国秋田郡川反町三丁目寄留

岩手県陸中国岩手郡餌刺小路

平民 瀬川 安五郎

前書之通当分借区開坑差許候、追而実地点檢之上相当之坪数税額共相定、本証券ト引換可相渡、尤此証券坑法ニ相記シタル借区ヲ不可得者ノ手ニ渡リ候節ハ、其日ヨリ可為廢物者也

工部省御用取扱

参議 伊藤 博文

明治十一年六月五日

官借第三百拾号 (朱書)

假 坑 区 券

秋田県羽後国仙北郡荒川村官地

荒川鉦山 小玉沢 六百坪 大玉沢 六百坪

字日蔭沢 千 坪 湯ノ沢 千五百坪

アント沢千八百坪

合計銅鉦場 五千五百坪

但坑区税五百坪ニ付金壹円 (朱書略印)

仙北郡荒川村役場

同県同国秋田郡川反町三丁目寄留

岩手県陸中国岩手郡餌刺小路

平民 瀬川 安五郎

前書之通当分借区開坑差許候、追而実地点檢之上相当之坪数

税額共相定、本証券ト引換可相渡、尤此証券坑法ニ相記シタル借区ヲ不可得者ノ手ニ渡リ候節ハ、其日ヨリ可為廢物者也

工部省御用取扱

参議 伊藤 博文

明治十一年六月五日

右之通 相違無御座候也

瀬川 安五郎 略印

明治十五年七月

前條之通り相違無之候也

仙北郡荒川鉦山

担当戸長 武田 久右エ門 略印

明治十五年八月十四日

(2) 近傍所有山林

記

秋田県下仙北郡荒川村字嗽沢壹番

一、山林 反別 五町歩 五等

此地価金 九円三拾銭

同 字 同四番

一、山林 反別 壹町八反歩 五等

此地価金 三円三拾四銭八厘

同 字 同五番

一、山林 反別 貳反六畝廿歩 五等

此地価金 四拾九銭六厘

同 字 同六番

一、山林 反別 壹反五畝歩 五等

此地価金 貳拾七銭九厘

同 字 同七番

一、山林 反別 壹反三畝拾歩 五等

此地価金 貳拾四銭八厘

同 字 同八番

一、山林 反別 壹町九反三畝拾歩 五等

此地価金 三円五拾九銭六厘

同 字 同九番

一、山林 反別 六反六畝廿歩 五等

此地価金 壹円貳拾四銭

同 字 同十番

一、山林 反別 六畝廿歩 五等

此地価金 拾貳銭四厘

同 字 同十一番

一、山林 反別 壹畝廿歩 五等

此地価金 拾五銭

同 字 同十二番

一、山林 反別 九反七畝拾歩 五等

此地価金 壹円八拾壹銭

同 字 同十三番

一、山林 反別 貳反壹畝歩 五等

此地価金 三拾九銭壹厘

同 字 同十四番

一、山林 反別 壹町六反歩 五等

此地価金 貳円九拾七銭六厘

同 字 百目石壹番

一、山林 反別 三町五反歩 五等

此地価金 六円五拾壹銭

同 字 同二番

一、山林 反別 六畝歩 五等

此地価金 拾壹銭貳厘

同 字 同家ノ内カリシ沢壹番

一、山林 反別 五反歩 五等

此地価金 九拾三銭

同 字 同二番

一、山林 反別 五畝歩 五等

此地価金 九銭三厘

同 字 榎坂一番

一、山林 反別 九反六畝廿歩 五等

此地価金 壹円七拾九銭八厘

同 字 同二番

一、山林 反別 壹町貳反五畝歩 五等

此地価金 貳円三拾貳銭五厘

同 字 同三番

一、山林 反別 貳町歩 五等

此地価金 三円七拾貳銭

瀬川安五郎と荒川鉦山

同 字 同四番	
一、山林 反別 老町歩	五等
此地価金 老門八拾六銭	
同 字 同五番	
一、山林 反別 七反歩	五等
此地価金 老門貳拾錢貳厘	
※ 六番 (欠) 一筆者註一	
同 字 同七番	
一、山林 反別 三反三畝拾歩	五等
此地価金 六拾貳銭	
同 字 同八番	
一、山林 反別 八反歩	五等
此地価金 老門四拾八錢八厘	
※ 老番 (欠) 一筆者註一	
同 字 貝場沢二番	
一、山林 反別 七町歩	五等
此地価金 拾三門貳銭	
同 字 同三番	
一、山林 反別 五町八反三畝拾歩	五等
此地価金 拾門八拾五銭	
同 字 山伏岱一番	
一、山林 反別 老町貳反四畝八歩	三等
此地価金 貳門九拾八錢貳厘	
同 字 同二番	
一、山林 反別 老町八反廿四歩	四等
此地価金 三門九拾七錢八厘	
秋田県下仙北郡積沢村字蛙沢一番	
一、山林 反別 老町老反四畝拾歩	五等
此地価金 老門八拾九錢九厘	
同 字 同九番	
一、山林 反別 老町八反三畝貳歩	五等
此地価金 三門三錢九厘	
同 字 高小屋六番	
一、山林 反別 七反老畝貳歩	五等
此地価金 老門拾九銭	
同 字 同七番	
一、山林 反別 四反五畝歩	五等
此地価金 七拾四錢七厘	
同 字 同八番	
一、山林 反別 八反老畝廿歩	五等
此地価金 老門三拾五錢六厘	
同 字 同九番	
一、山林 反別 四反八畝拾歩	五等
此地価金 八拾錢貳厘	
同 字 同十番	
一、山林 反別 老反五畝歩	五等
此地価金 貳拾四錢九厘	
同 字 同十一番	
一、山林 反別 四畝廿五歩	五等
此地価金 八銭	
合計 反別 四拾五町四反九畝拾三歩	

此地価金 八拾四門七拾錢八厘

(朱書略印) 仙北郡荒川村役場

右之通 相違無御座候也

瀬川 安五郎

略印

明治十五年七月

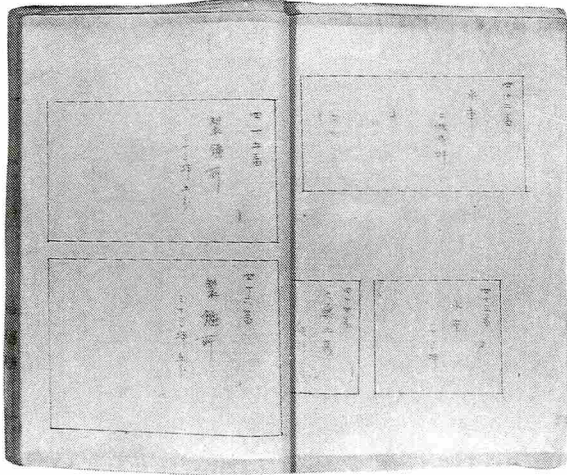
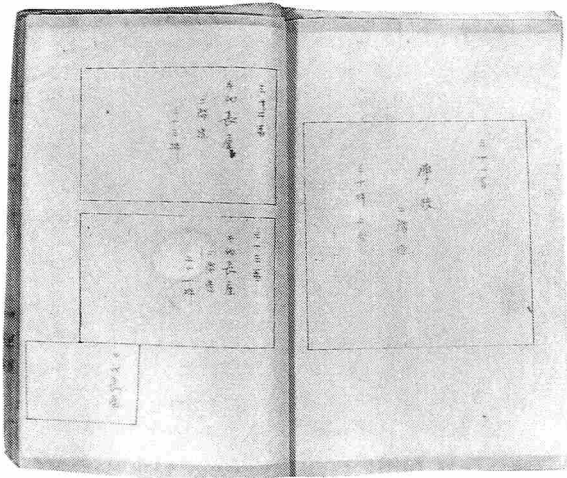
前条山林地所相違無之候也

仙北郡荒川村

戸長 武田 久右エ門 (略印)

(3) 現在建物

老 番	出張所	四拾三坪四合五
貳 番	用 所	二階造 拾六坪
三 番	用 所	三拾坪五合
四 番	洗鉦所	六拾貳坪
五 番	商 店	二階造 四拾九坪七合五
六 番	医事用所	二拾三坪三合三
七 番	巡查詰所	老坪五合
八 番	鍮金場	三拾三坪
九 番	採鉦番割所	五坪
拾 番	炭方用所	四坪五合
拾壹番	板 庫	八拾坪
拾貳番	板 庫	二拾四坪
拾三番	板 庫	拾貳坪
拾四番	土 蔵	二階造 拾七坪五合
拾五番	土 蔵	二階造 拾六坪三合
拾六番	土 蔵	九坪三合
拾七番	板 蔵	三拾五坪七合五
拾八番	土 蔵	二階造 五拾坪
拾九番	板 蔵	拾八坪
貳拾 番	板 蔵	拾六坪三合
二十一番	製鉦所	三十三坪五合
二十二番	製鉦所	三十三坪五合
二十三番	製鉦所	三十三坪五合
二十四番	製銅所	五拾四坪五合
二十五番	手代長屋	三十三坪
二十六番	手代長屋	二十五坪
二十七番	手代長屋	二十五坪
二十八番	職工長屋	二十七坪二合五
二十九番	手代長屋	二十七坪
三十 番	職工長屋	拾九坪五合
三十一番	学 校	二階造 三十坪五合
三十二番	手代長屋	二階造 三十三坪
三十三番	手代長屋	二階造 五十一坪
三十四番	職工長屋	九坪
三十五番	手代長屋	二十九坪
三十六番	手代長屋	二十九坪
三十七番	手代長屋	二十九坪
三十八番	手代長屋	二十九坪
三十九番	手代長屋	二十九坪
四十 番	板 蔵	五十坪
四十一番	板 蔵	七坪五合
四十二番	水 車	二拾老坪



四十三番	水車	二十三坪
四十四番	火薬土蔵	壱坪五合
四十五番	製鋸所	三十三坪五分
四十六番	製鋸所	三十三坪五分
四十七番	製鋸所	三十三坪五分
四十八番	直坑夫鍛冶場	六坪
四十九番	職工長屋	八十七坪
五十番	職工長屋	二十九坪七分五
五十一番	職工長屋	四十九坪二分五
五十二番	職工長屋	四十二坪
五十三番	坑夫長屋	六十三坪
五十四番	職工長屋	二十八坪
五十五番	鍛冶場	十坪
五十六番	坑夫長屋	五十六坪
五十七番	坑夫長屋	二十八坪五分
五十八番	坑夫長屋	八十坪五分
五十九番	坑夫長屋	八十坪五分
六十番	坑夫長屋	八十坪五分

六十一番	坑夫長屋	八十坪五分
六十二番	坑夫長屋	八十坪五分
六十三番	長屋	十二坪五分
六十四番	人足長屋	八十坪五分
六十五番	人足長屋	三十坪
六十六番	人足長屋	三十九坪
六十七番	鍛冶場	二十七坪
六十八番	人足長屋	二十八坪五分
六十九番	長屋	七坪五分
七十番	坑夫長屋	二十四坪
七十一番	纏金場	五十二坪五分
七十二番	坑夫長屋	二十六坪二分五
七十三番	纏金場	二十四坪
七十四番	焼釜	三十釜 (ママ)
七十五番	焼釜	三十坪
七十六番	焼釜	貳拾三坪三分
七十七番	焼釜	四拾三坪三分
七十八番	焼釜	三十三坪三分
七十九番	焼釜	五十五坪五分
八十番	焼釜	四十五坪五分
八十一番	焼釜	三十七坪貳分
八十二番	焼釜	五十五坪五分
八十三番	焼釜	五十五坪五分
八十四番	焼釜	五十五坪五分
八十五番	焼釜	五十五坪五分
八十六番	焼釜	五十五坪五分
八十七番	焼釜	五十五坪五分
八十八番	焼釜	五十五坪五分
八十九番	焼釜	五十五坪五分
九十番	焼釜	五十五坪五分
九十一番	焼釜	五十五坪五分
九十二番	焼釜	五十五坪五分
九十三番	焼釜	八十坪〇五分

合計

棟数 九拾三棟

此建坪三千四百七拾四坪七分八

右ニ据付有之属品及諸器械

- 一 畳 五百貳拾八畳
- 一 戸 七百八拾貳枚
- 一 障子 千三拾九枚
- 一 襖 八拾枚
- 一 焼鋸釜百六拾九釜 但器械一式添
- 一 素吹床六坐 但器械一式添
- 一 形銅鑄床六坐 但前 同斯
- 一 洗鍊所付属器壹式 但西洋台付大秤其他悉皆
- 一 測量器械悉皆 但大方儀中方儀以下十八品
- 一 坑内開鑿器械悉皆 但大破裂器械以下五十六品

以上

右之通相違無御座候也

明治十五年七月

瀬川 安五郎 印

前条之通相違無之候也

仙北郡荒川鉱山

担当戸長 武田久右エ門 印

明治十五年八月十四日

(4) 証文と約定証

借入金証書添証文

印紙一円十銭

一 金千百貳円三銭貳厘也

金四百七拾六円三拾五銭也

右ハ貴社機業場製品代滞金
壹万三拾四円九厘ニ対スル
証文改メ以前ニ掛ル利子金

内

金六百貳拾五円六拾八銭貳厘也

書証文記載之通り本年
八月十一日ヨリ十二月
三十一日迄之利子積算高

右借用仕候処実正也、然ル上ハ明治十六年以後荒川日三市
両鉱山稼業利益金ヲ以テ、一般債主様平等年賦割合ニテ返納
可仕候、為後証如件

瀬川 安五郎代人

南秋田郡川反三丁目七番地

明治十五年十二月卅日

借主 瀬川 伝助 印

同地寄留

保証人 桐野 興栄 印

秋成社々長

羽生 氏熟殿

添約定証

印紙一銭

貴社ヨリ借入金壹万三拾四円九厘ニ対シ、荒川鉱山借区券
写、同鉱山現在建物悉皆、同鉱山近傍所有山林トモ六番抵当
トシテ差入候所、右ハ御社之御都合ニ因リ他江抵当トシテ御
差入相成、且六番抵当之義務ヲ可尽之場合ニ於テ、返金及兼
候節ハ、日本坑法第二十四条ニ依リ、荒川鉱業ヲ譲渡可申、
尤未納金高皆済之上ハ、該鉱山鉱業連ニ御指戻シ可被下義ト
モ御照会之趣承知致候、右何方へ御差入相成候トモ、於拙者
ニ聊異論無之候、依テ為後証添約定書一札如件

明治十五年八月十一日

借主 瀬川 安五郎 印

証人 井上 覚兵衛 印

同 瀬川 徳助 印

秋成社々長

羽生 氏熟殿

前書公認候事

明治十七年八月廿二日

秋田県令 赤川 慈助代理

秋田県少書記官曾我部道夫 印

約定証

一 金壹万三拾四円九厘拝借証文 壹通

但此抵当荒川鉱山及ヒ諸建物山林共各調書添

一 添約定証 壹通

一 拝借金返納見込証文 壹通

右之通貴社ヨリ拝借仕候処、相違無之候、然ル処今般貴社
ヨリ右金証文之假、秋田県へ御指出被成候ニ付、該証文記載
之元利金及ヒ、右ニ属スル一切之義務ハ、總シテ秋田県ニ対
シ、其責ニ任スヘキ旨御照会之趣承知候、右ハ秋田県之御都
合ニ依リ、先証文之假御保存被下候共、又ハ更ニ相改候共、
御差戻ニ依リ如何様共取計、右金額ハ御約定之通、秋田県へ
返弁可仕為後証一札如件

明治十七年七月廿四日

瀬川 安五郎 印

井上 覚兵衛 印

瀬川 徳助 印

秋成社々長

羽生 氏熟殿

これらについて羽生氏熟は、県に対して明治16年2
月13日付で進言している。

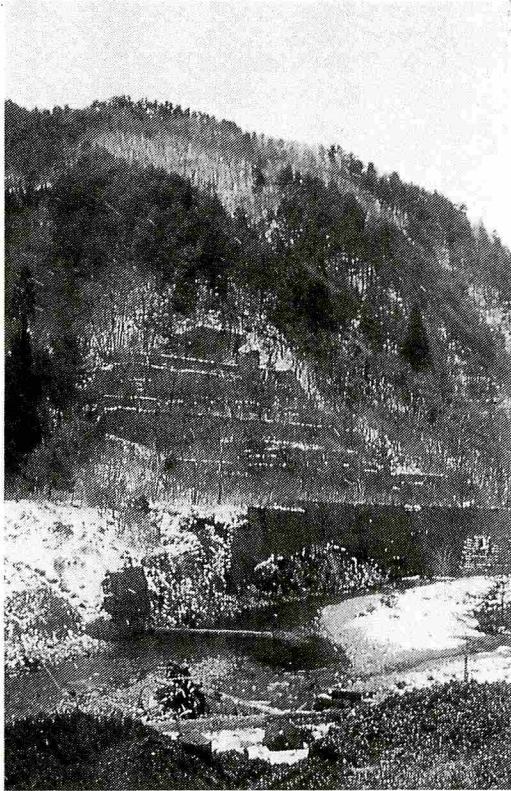
おわりに

「秋成社」の結成にあたっては、同志旧士族の所有
していた金禄公債証書を募集しながら、就産資金貸与
五万円および官有地荒地地の予約開墾払い下げを請願
して許可されたものであるが、本稿ではそれにかかわ
った瀬川安五郎と荒川鉱山資産について資料紹介した。

この中でIで取りあげた資料『現金出納簿』と『日
用帳』には、金禄公債証書の様子が明細に記されてい
る。『本社指令綴』に

「秋成社規則第四章第廿四条ニ、株券ハ社長ノ承認
ヲ経ルニ於テハ、質入書入スルコトヲ許ストアリ。
而シテ本社ハ株金トシテ差入レタル公債証書ヲ政府
エ抵当トシテ、ソノ資金ヲ借受ケタルヲ以テ、株金
領収ノ証トシテ株主へ交附シタル株券ヲ他ニ質入書
入トナスコトヲ承諾スルトキハ、本社ハ二重抵当ヲ
許スモノ、如ク云々（後略）」

とあるように、金禄公債証書の経理は、秋成社の損益
を負担する責任あるものだけに、『金禄公債利金受取
帳』などと照合して考究すべきと思われる。



◀ 選鉱場跡



嗽沢より煙突▶